

認定特定非営利活動法人 森ノオト
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人 森ノオト という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 神奈川県横浜市青葉区 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、環境に配慮し持続可能な地域社会をつくるため、環境啓発活動や市民参画につながるような情報発信を通じて地域交流事業を行い、自然共生・地域循環型のライフスタイルを提案していくことで、人と自然、農が調和できるようなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)まちづくりの推進を図る活動
- (2)環境の保全を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)情報化社会の発展を図る活動
- (5)経済活動の活性化を図る活動
- (6)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1)寄付で運営するローカルメディアとライター育成事業（メディア事業）
- (2)市民活動・市民社会を情報の力でエンパワメントする事業（ローカルメディアデザイン事業）
- (3)地域に密着したまちづくり活動を通して市民自治を支援していく事業（コミュニティデザイン事業）
- (4)捨てるとつくるを楽しくつなぎ循環型社会の創出に寄与する事業（ファクトリー事業）

(5)その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員種別)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体による正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長に入会の意志を伝え、会費の振込またはクレジットカード決済をもって入会手続きをする。理事長は、入会の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知し、会費を返金する。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上納入せず、理事会において納入の意志がないものと判断したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長に退会の意志を伝えることで、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において理事の総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事、監事は総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 6 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を遂行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。
- 4 監事は、法第 18 条に規定する職務を行う。

(任期)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき

(2)職務の執行に堪えないと認められるとき

(3)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び解散した場合の残余財産の帰属

(3)合併

(4)事業報告及び決算に関する事項

(5)役員を選任又は解任

(6)その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3)監事が法 18 条第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会では理事長が議長を務め、理事長に事故があるときは、理事長が

あらかじめ指名した順序により、理事がこれを務める。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、もしくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 51 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面または電磁的方法による表決者及び表決委任者については、その旨を記載すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事を持って構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

- (1)総会に付議するべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)会員の除名
- (4)事業計画及び予算に関する事項
- (5)会費に関する事項
- (6)長期借入金に関する事項
- (7)事務局の組織等に関する事項
- (8)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき
- (2)理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長があたる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について 書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人 1 人が議長とともに記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算の成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 8 章 事務局

(設置)

- 第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
3 事務局の職員は、理事長が任免する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに帰属するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告)

第 55 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行ふ。

第 11 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(附則)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 北原まどか

副理事長 藤江恵一

理事 玉置哲也

理事 中島美穂

理事 北原健祐

監事 野原典彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2014 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から、2013 年 12 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 個人 10,000 円 団体 10,000 円

森のなかま会員・サポーター会員 なし

(2) 年会費

正会員 個人 年額 30,000 円 団体 50,000 円

森のなかま会員 個人 年額 3,000 円 団体 年額 10,000 円

サポーター会員 個人・団体 1 口 10,000 円(1 口以上)

(附則)

この定款は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

(附則)

この定款は、平成 27 年 9 月 24 日から施行する。

(附則)

1 この定款は、平成 31 年 1 月 26 日から施行する。

2 この法人の定款変更当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 6 日から平成 32 年 6 月 30 日までとする。

3 この法人の定款変更当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとし、翌事業年度は平成 31 年 4 月 1

日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(附則)

この定款は、令和 6 年 10 月 10 日から施行する。